

八丈町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年6月改定
八 丈 町

目次

目次.....	2
第1部 八丈町行動計画の構成.....	4
I はじめに.....	4
1. 八丈町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的.....	4
2. 対象とする感染症.....	4
II 新型インフルエンザ等対策の基本方針.....	5
1. 対策の目的及び基本的な戦略.....	5
2. 発生段階等の考え方.....	6
3. 対策の留意点.....	8
4. 対策推進のための役割分担.....	10
III 対策項目.....	13
1. 八丈町行動計画の主要7項目.....	13
2. 対策項目ごとの基本理念と目標.....	13
第2部 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組.....	16
第1章 実施体制.....	16
第1節 準備期.....	16
第2節 初動期.....	17
第3節 対応期.....	17
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	19
第1節 準備期.....	19
第2節 初動期.....	20
第3節 対応期.....	20
第3章 まん延防止.....	22
第1節 準備期.....	22
第2節 初動期.....	22
第3節 対応期.....	22
第4章 ワクチン.....	25
第1節 準備期.....	25
第2節 初動期.....	29
第3節 対応期.....	32
第5章 保健.....	36
第3節 対応期.....	36
第6章 物資.....	37
第1節 準備期.....	37

第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保.....	38
第1節 準備期	38
第2節 初動期	38
第3節 対応期	39
第3部 八丈町の危機管理体制.....	41
1. 八丈町新型インフルエンザ等対策本部体制	41
2. 八丈町新型インフルエンザ等対策本部組織系統図.....	42
用語集.....	45

第1部 八丈町行動計画の構成

I はじめに

1. 八丈町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

令和2年1月に国内で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型インフルエンザ等」という。）の感染者が確認されて以降、新型インフルエンザ等の感染が拡大する中で、町民の生命及び健康が脅かされ、町民の生活及び地域経済は大きく影響を受けることとなった。

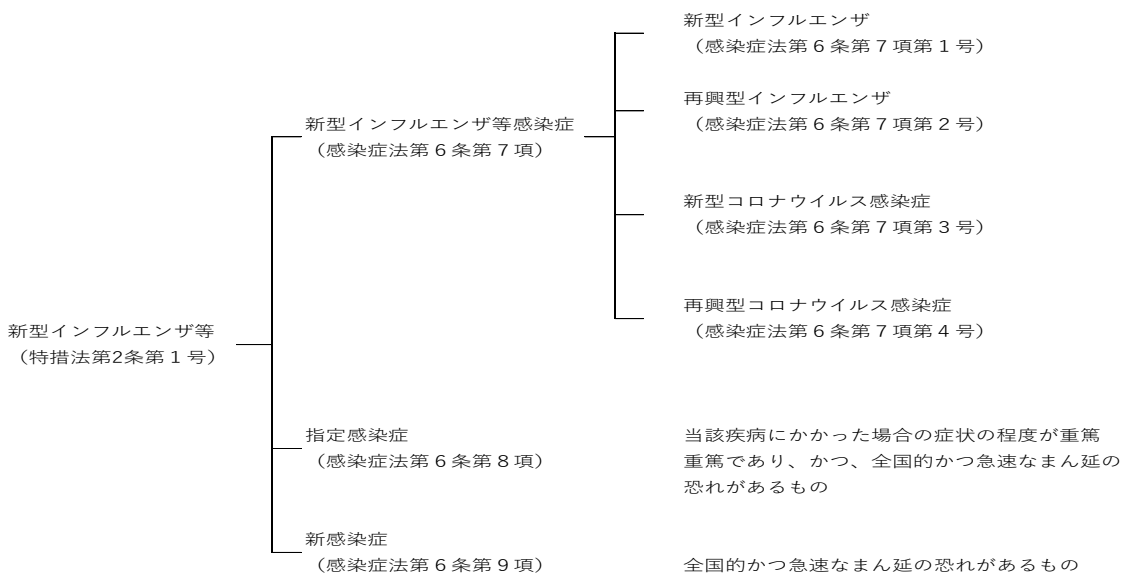
医療資源の乏しい八丈町においては、東京都を始め関係機関の協力を仰ぎつつ医療従事者等の尽力により危機を乗り越えてきた。

今回の八丈町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「八丈町行動計画」という。）の改定は、国・東京都の行動計画の改定を受け、八丈町においても感染症危機における行動のあり方について、関係機関との認識を供し有事の際に迅速な行動を可能とすることを目的とするものである。

2. 対象とする感染症

八丈町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの（以下「指定感染症」という。）
- (3) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの（以下「新感染症」という。）



Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1. 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザ等のパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

従って、行動計画においては、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

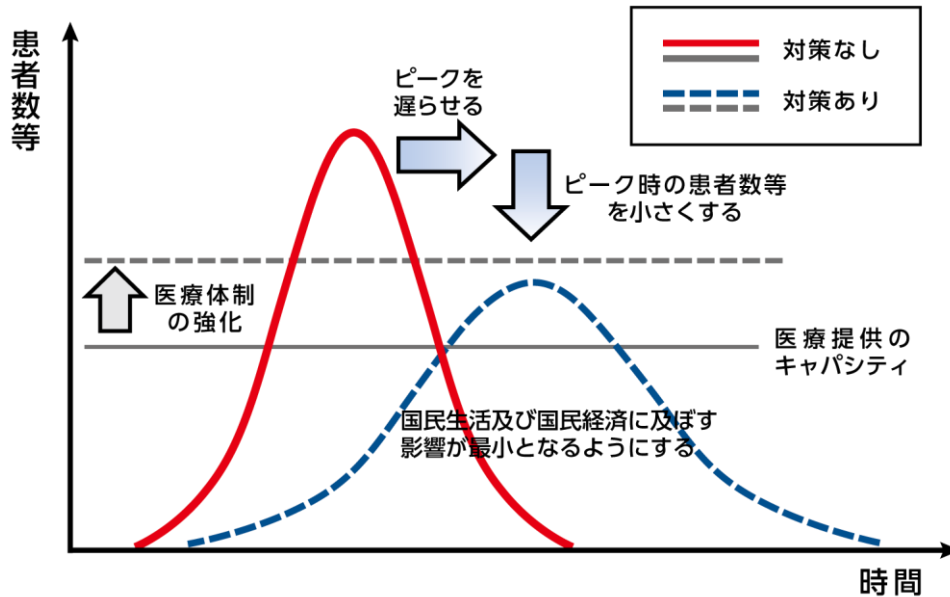
行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画であり、国及び東京都の対策を基本としつつ、八丈町の地理的な条件、社会状況、医療体制等を考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた対策を組み立てることとする。

具体的には、新型インフルエンザ等の対応を準備期、初動期、対応期の3期に分類し、一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実効可能性及び対策そのものが町民の生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものうちから実施すべき対策を選択する。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、生命及び健康を保護する。
 - ・ 初期段階において、感染拡大を抑制し流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造等の時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者発生等をなるべく抑え、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の拡充を図り、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 町民の生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限に抑える。
 - ・ 八丈町の感染拡大防止等により、感染による欠勤者の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成及びその実施等により、医療提供業務をはじめ町民の生活及び地域経済の安定に不可欠な業務の維持に努める。

<対策の概念図>



2. 発生段階等の考え方

(1) 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の状況に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、行動計画であらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

八丈町や関係機関等は、行動計画等で定められた対策を各段階に応じて実施することとする。

なお、発生段階によってはその期間が極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、政府が発令する新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出された場合には、新型インフルエンザ等対策の内容が変化することに留意が必要である。

発生段階は、政府行動計画及び東京都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）とに大きく分けた構成とする。

(2) 各段階の概要

ア 準備期

発生前の段階では、町民に対する啓発や水際対策、業務継続計画等の策定、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、実践的な訓練の実施による対応体制の点検等、発生に備えた事前の準備を周到に行うことが重要である。

イ 初動期 (A)

感染症の急速なまん延及びその可能性が発生した場合、国の基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、海路、空路等から急

激に病原体が侵入することを防ぐため、関係機関と連携して対策を講
じることが必要である。

これにより感染拡大に対する準備を行う時間を確保する。

ウ 対応期 (B, C-1, C-2, D)

対応期については、以下の四つの時期に区分する。

- 封じ込めを念頭に対応する時期 (B)
国・都の対応に準じ封じ込めを念頭に感染拡大を防止する。
- 病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)
感染の封じ込めが困難な場合は、国・都によるリスク評価に基づき、
可能な限り感染のスピードやピーク等を抑制する。また、脆弱な医療
資源の崩壊を防ぐため東京都に対し患者搬送等の協力を仰ぐなどの対
応を行う。
- ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)
ワクチンや治療薬の普及により新型インフルエンザ等への対応力が高
まった場合は、東京都と協議しながら科学的知見に基づき対策を柔軟
かつ機動的に切り替える。
(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も
考慮する。)
- 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (D)
最終的に、ワクチン等により免疫の確保が進むこと、病原体の変異に
より病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への
対応力が一定水準を上回ることにより特措法に寄らない基本的な感染
症対策（出口）に移行する。

＜発生段階及び各段階の概要＞

段階	区分	区分の説明	概要
準備期	－	発生前の段階	<ul style="list-style-type: none"> 水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、都民に対する啓発や都・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
	A	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を感知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> 政府対策本部の設置後、都内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパネミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	C-1	病原体の性状等に応じて対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> 感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	<ul style="list-style-type: none"> 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

3. 対策の留意点

新型インフルエンザ等発生前及び発生時には、特措法その他法令、八丈町の行動計画に基づき、東京都・区市町村・指定（地方）公共機関と相互に連携・協力し、その対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（1）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、東京都知事は、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校・その他の公共施設等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たっては、新型インフルエンザ等対策を実施するため、必要最小限のものでなければならないことに留意する。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

八丈町は、東京都が実施する当該新型インフルエンザ等対策について協力するものとする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗(ひぼう)中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても都民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策の有効性等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が必要ないこともあり得ることから、いかなる場合においてもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

八丈町対策本部は、東京都対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。八丈町対策本部長は特に必要があると認める場合は、東京都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(4) DXの推進

迅速かつ効率的な情報収集・共有、分析のための基盤となるDXの推進等を行う。

(5) 記録の作成・保存

八丈町対策本部の立ち上げ以降、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

4. 対策推進のための役割分担

(1) 国

- ・国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定する。

(2) 東京都

- ・都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応とが求められる。
- ・東京都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、東京都は、特別区及び保健所を設置する市、感染症指定医療機関、東京都医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

(3) 八丈町

- ・八丈町は、町民に最も身近な地方公共団体として、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針等を踏まえ、八丈町新型インフルエンザ等行動計画等に基づき危機管理体制の対策を的確に実施する。対策の実施に当たっては、東京都や近隣の市町村と緊密な連携を図る。
- ・八丈町は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画や東京都行動計画等を踏まえ、町民の生活支援等の八丈町が実施主体となる対策に関し、それぞれ地域の実情に応じた行動計画等を作成するなど新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。

- ・八丈町は、新型インフルエンザ等の発生後、緊急事態宣言が発令されたときは、八丈町対策本部を設置し、国及び東京都における対策全体の基本的な方針を踏まえ、地域の状況に応じて対策を進める。
 - ・八丈町は、東京都が行う移送体制の整備に協力するとともに、東京都が緊急事態措置を講じる際には、適切に連携・協力する。
- (4) 医療機関
- ・新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。
 - ・新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。
- (5) 指定（地方）公共機関
- ・指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
- (6) 登録事業者
- ・特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務、又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者（以下「登録事業者」という。）は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持するため、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続に向けて、事前準備を積極的に行う。
 - ・新型インフルエンザ等発生時には、事業を継続するよう努める。
- (7) 一般の事業者
- ・事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。
 - ・町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に、多数の者が集まる事業を行うものについては、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うよう努める等、対策を行う必要がある。
- (8) 町民

- 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を、状況に応じて実践するよう努める。
- 発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

(9) 組織体制

- 八丈町は、新型インフルエンザ等が発生する前においては、庁内連絡会議の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係各課等と連携を図りながら、庁内一体となった取組を推進する。
- 八丈町は、新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされる前においても、庁内連絡会議の進言により、八丈町対策本部を設置することがある。
- 本部長は、八丈町長とする。
- 庁内各課においては、国や東京都、関係機関、事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。また、発生時には、各種対策を円滑に推進できるよう全庁挙げた体制を整備する。

Ⅲ 対策項目

1. 八丈町行動計画の主要7項目

政府行動計画及び東京都行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民（都民）の生命及び健康を保護する」及び「国民（都民）生活及び国民（都民）経済に及ぼす影響が最少となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を立案している。

八丈町行動計画においても、政府行動計画及び東京都行動計画との整合性を確保し、以下の7項目を主要な対策として位置付ける。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 町民の生活及び地域経済の安定の確保

なお、各項目の対策については、発生段階ごとに示すこととし、本項では横断的な留意点について記す。

2. 対策項目ごとの基本理念と目標

- (1) 実施体制
新型インフルエンザ等の発生前から、事前準備の進捗を確認し、関係課等の連携を確保しながら、庁内一体となった取組を推進する。
庁内各課においては、東京都や関係機関等との連携を強化し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。
海外で新型インフルエンザ等が発生し、又は、国内の何れかの地域で発生した場合は、八丈町新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を開催し、迅速な情報の収集・分析とリスク評価を行い、的確な施策判断とその実行につなげていく。
これにより、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるように努める。
緊急事態宣言が発出されたときは、庁内一体となった対策を強力に推進するため、速やかに町長を本部長とする八丈町対策本部を設置する。
なお、緊急事態宣言がなされる前においても、庁内連絡会議の進言により、任意の八丈町対策本部を設置することがある。
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
感染症危機においては、様々な情報が錯綜(さくそう)しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づい

た正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、八丈町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民の生活及び地域経済への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、政府対策本部は、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置の公示を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとしてされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

(4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。東京都及び八丈町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、東京都及び八丈町においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

(5) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。

その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

このため、八丈町は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、業務効率化・省力化を行う必要があり、国の支援や保健所も活用しながら、全庁一体となって地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

(6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握等のために必要な体制を整備する。

(7) 町民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民の生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、八丈町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

また、八丈町は、業務継続計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時に、八丈町は、町民の生活及び地域経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は、平時の準備をもとに、自ら事業継続や感染防止に努める。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練の実施

八丈町は政府行動計画及び東京都行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2. 八丈町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 八丈町は、八丈町行動計画を作成・変更する。八丈町は、八丈町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 八丈町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 八丈町は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者、行政職員等の養成等を行う。
- ④ 庁内の取組体制を整備・強化するために、庁内連絡会議の枠組みを通じて、初動対応体制の確立や情報共有、発生時に備えたマニュアル等（島外搬送フロー図を含む）を作成する。

1-3 個人における対策の普及啓発

学校・保育施設、福祉施設等は、基本的な感染予防対策や発生期における感染対策について知識の普及、理解の促進を図る。

- a 基本的な感染予防対策の普及（状況に応じて実施できるよう普及）
 - ・顔を触らない（手に付着したウイルスを目・口・鼻に入れない。）
 - ・マスク着用等の咳エチケット
 - ・こまめな手洗い
 - ・こまめなうがい
 - ・人混みを避ける等
- b 発生時において、自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策例
 - ・相談センター等に連絡する。
 - ・感染を広げないように不要不急な外出を控える。
 - ・マスクの着用等の咳エチケットを行う等

1-4. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、東京都、八丈町及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

- ② 国、東京都、八丈町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合や東京都が東京都対策本部を設置した場合において、八丈町は、必要に応じて、八丈町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 八丈町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- ③ 患者発生に備え、移送や感染対策などに必要な資器材を確認する。
- ④ 隔離施設として宿泊可能な施設の使用準備を行う。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

八丈町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部及び東京都対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 八丈町は、新型インフルエンザ等のまん延により八丈町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、東京都に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 八丈町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市区町村又は東京都に対して応援を求めらる。

3-1-2. 必要な財政上の措置

八丈町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

八丈町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに新型インフルエンザ等対策本部を設置する。八丈町は、当該市区町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 八丈町対策本部の廃止

八丈町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく八丈町対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1. 八丈町における情報提供・共有について

- ① 八丈町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を活用し、速やかにわかりやすい情報提供を行う。
- ② 八丈町は、顔を触らない、マスク着用等の咳エチケット・手洗い・人混みを避ける・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。
- ③ 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生した時に正しく行動してもらうため、予防的対策として発生前においても新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、町民や医療機関、事業者等に情報提供し、十分に認識してもらうことが必要である。
特に児童生徒に対しては、学校・保育施設等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係各課が連携、協力して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

1-1-2. 東京都と八丈町の間における感染状況等の情報提供・共有について

八丈町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して東京都から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、八丈町長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など東京都知事が必要と認める情報の提供を受けることがある。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について東京都と八丈町の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておく。

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 八丈町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。
- ② 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を整備する。
コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、町民の不安等に応えるために説明を行うとともに、常に発信した情報の受け手の反応などを分析し、以後の情報提供に活かす。

第2節 初動期

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 八丈町における情報提供・共有について

- ① 八丈町においては、国及び東京都の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

- ② 新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、広報やホームページ、自主放送テレビ等の媒体を利用し、患者等の人権にも配慮して迅速、かつ、わかりやすい情報提供を行う。

学校等独自ツール（マメール、ラインスクール）を活用している事業所については、これらの情報提供ツールも利用し情報提供を行う。

- ③ 偽・誤情報が出た場合は、風評被害を考慮し、東京都や医療機関と連携・協力して、早期に個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）や個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

2-1-2. 東京都と八丈町の間における感染状況等の情報提供・共有について

八丈町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して東京都から協力を求められた場合はこれに応じ、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

八丈町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

国からの要請がない場合も、必要と判断した場合はコールセンター等を設置する。

第3節 対応期

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 八丈町における情報提供・共有について

八丈町においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた施策を実施する。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して以下の点に留意しながら、必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

① 情報提供

ア 八丈町は、町民に対して利用可能な様々な媒体等を活用し、東京都内外の発生状況と具体的な対策等について、詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。

イ 八丈町は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう以下について周知する。

- ・新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること。
- ・個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応。

ウ 八丈町は、学校・保育施設等や福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

エ 八丈町は、町民からコールセンター等に寄せられる問合せ内容、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。

オ 八丈町は、町民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、以後の情報提供に反映する。

② 情報共有

八丈町対策本部等は、国、東京都等から情報を入手し、庁内各課においても共有する。

3-1-2. 東京都と八丈町との間における感染状況等の情報提供・共有について

八丈町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して東京都から協力を求められた場合はこれに応じ、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

3-2. 基本的方針

3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施

八丈町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

八丈町は、引き続き利用可能な様々な媒体等を活用し、第一波の収束と第二波発生の可能性等を情報提供する。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等
八丈町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

地域対策及び職場対策については、都内発生 of 初期の段階から、個人レベルの対策のほか、職場において、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

- ・八丈町、学校・保育施設、福祉施設等は、基本的な感染予防対策や発生期における感染対策について知識の普及、理解の促進を図る。
- ・地域対策及び職場対策については、都内での発生が疑われる段階から、個人レベルの対策のほか、職場において、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

第2節 初動期

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

八丈町は、国または東京都からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

3-1. まん延防止対策の内容

3-1-1. 都民・事業者への要請等

東京都が必要に応じ、以下の要請を行った場合、八丈町は、町民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

- ・地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛を要請する。
- ・町民、福祉施設、事業所等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワ

- ーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。
- ・事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を要請する。
 - ・公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。
 - ・医療機関・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう要請する。

3-1-2 営業時間の変更や休業要請等

東京都は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。この場合、八丈町は、適宜、東京都に協力するものとする。

【特措法における事業者等に対する休業要請や時短要請等に係る整理】

状況	右記以外の状況	まん延防止等重点措置の公示の対象となる状況	緊急事態宣言の対象となる状況
根拠規定	第24条第9項	第31条の8 (まん延防止等重点措置)	第45条第2項(緊急事態措置)
措置の相手方	条文上は制限がないが、規定の趣旨から以下のとおり限定する。 ・施行令第11条に規定する施設(多数の者が利用する施設)の管理者等	感染者が継続して発生するとともに、当該感染者の数が増加して推移するおそれがある業態に係る事業を行う者	施行令第11条に規定する施設(多数の者が利用する施設)の管理者等
措置内容	要請	要請 ・施設の営業時間の変更 ・その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として施行令第5条の5に規定する措置	要請 ・施設の使用制限 ・催物の開催制限 ・施設の営業時間の制限 ・施行令第12条に規定する措置
履行確保措置	特になし(要請に従うかどうかは相手方の自主的判断)	要請に従わない場合の命令 命令に違反した場合の過料	
立入検査等の可否	不可	可	可

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

なお、まん延防止対策には、個人の行動制限の対策そのものが、社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施中の対策を縮小、もしくは中止等の見直しを機動的に行うことが重要であり、東京都と協議の上、対応する。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

八丈町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。	【文房具類】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ 挿管、人工呼吸セット（緊急バッグ） 	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ 【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

八丈町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

八丈町は、町立八丈病院（以下八丈病院という。）の医師等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-3-2. 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる八丈町職員については、八丈町が実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。このため、八丈町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
- ② 特定接種の対象となり得る八丈町職員については、八丈町が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

1-3-3. 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- （ア）八丈町は、国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
 - a 八丈町は、住民接種については、厚生労働省及び東京都の協力を得ながら、希望する町民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、八丈病院医師等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。
 - i 接種対象者数
 - ii 八丈町の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、東京都及び八丈町間や、八丈病院医師等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する町民への周知方法の策定
 - b 八丈町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、八丈町又は東京都の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等と連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

R8.1.1 現在	住民接種対象者試算方法	人数		備考
総人口	人口統計（総人口）	6,652	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の1%	71	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	20	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	229	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	14	E1	
乳児保護者	人口統計（1歳未満）×2	28	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	599	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	2,651	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	3,040	H	$A - (B+C+D+E1+E2+F+G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算。

- c 八丈町は、実情に合わせて接種に必要な医療従事者数を算定する。特に集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、八丈町は、八丈病院医師等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団的接種いずれの場合も、医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることとする。

集団接種の会場については保健福祉センターを主とし、対応人数を超えると見込まれる場合は、八丈病院医師、医療従事者と協議の上、2次会場を確保し速やかに接種を行う。

- d 八丈町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営する。

- (イ) 八丈町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ近隣区市町村等で広域的な協定を締結するなど、八丈町以外の区市町村における接種を可能にするよう努める。そのため、必要に応じて国及び東京都の技術的な支援を受けるものとする。

(ウ) 八丈町は、速やかに接種できるよう、八丈病院等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 町民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」（ワクチン忌避、予防接種への躊躇）が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、八丈町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。

SNS 等で掲載または放映される内容に惑わされないよう、情報リテラシー向上に関しての周知啓発を行う。

厚生労働省等から発表されるファクトチェックされた事項に関しては、速やかに情報提供を行い、町民の不安を払拭するよう努める。

1-4-2. 八丈町における対応

八丈町は、定期の予防接種の実施主体として、八丈病院医師及び関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を行う。

東京都に対しては、こうした八丈町の取組に対して支援を要請する。

- ① 提供内容：対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性とに、十分配慮した内容、対策の実施主体の明確化
- ② 媒体：テレビや新聞等のマスメディアの活用など、情報の受け手に応じて、利用可能な複数の媒体等の活用
- ③ 一元的な情報提供を行うために、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制を整備する。
- ④ 常に情報の受け手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を整備する。
- ⑤ 東京都や関係機関等とのメールや電話、WEB 会議の活用、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を整備する。更に、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。

1-4-3. 衛生部局以外の分野との連携

八丈町福祉健康課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部門以外の全部門との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、八丈町福祉健康課は、八丈町教育委員会等との連携を

進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を八丈町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

1-5. DX の推進

- ① 八丈町は予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が整備された場合は、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 八丈町は予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が整備された場合は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

第 2 節 初動期

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

八丈町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

八丈町は、第 4 章第 1 節 1-1 において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2-2. 特定接種及び住民接種に係る接種体制

2-2-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する八丈町は、八丈病院等の協力を得て、その確保を図る。

接種会場は原則、八丈病院とする。

2-2-2. 住民接種

- ① 八丈町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

- ② 接種の準備に当たっては、福祉健康課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、東京都の保護施設担当部局及び福祉事務所、市町村介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局や障害保健福祉部局又は都道府県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等）が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、八丈町は八丈病院等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 八丈町は、接種が円滑に行われるよう、八丈病院等と協議を行う。その際、あわせて、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ⑥ 八丈町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、八丈病院等の関係機関と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 八丈町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、八丈町の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当する。

- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液、挿管、人工呼吸セット（緊急バッグ）等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ八丈病院医師等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、八丈病院との調整を行い、東京都、東京消防庁、海上保安庁、自衛隊の協力を得ながら、搬送先となる本土二次医療機関等を選定するなど、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て八丈町が準備することとする。事前にその全てを準備・備蓄することは困難な場合は、東京都等に支援を要請し、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、八丈町が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する。また、医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進めることとする。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・挿管、人工呼吸セット（緊急バッグ）	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、八丈病院専用保管庫とするが、許容量を超えた場合は周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その

他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者、海運業者等と収搬出量等についての協議確認を行う。

- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

第 3 節 対応期

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 八丈町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第 4 章第 1 節 1-2 を踏まえて行う。
- ② 八丈町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、東京都を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- ③ 八丈町は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、東京都を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

3-2. 接種体制

八丈町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員等に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、八丈町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる八丈町職員等の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 八丈町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に八丈町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

- ② 八丈町の接種会場は原則、保健福祉センターとするが、接種状況等を踏まえ、2次接種会場の追加等を検討する。
- ③ 八丈町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう防災無線・その他広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、原則保健福祉センターにおいて接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者がいる場合は、八丈病院と協議の上、当該施設への訪問接種等を行う。

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

- ① 八丈町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 八丈町が行う接種勧奨については、防災無線等の認知されたシステムを使用して行う。また、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知することも検討する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、従来通り紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等については従来通り個別連絡とするが、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することも検討する。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、従来通り防災無線、個別連絡等での周知を実施する。

3-2-2-4. 接種体制の拡充

八丈町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医療機関と協議し訪問接種等の接種体制を確保する。

3-2-2-5. 接種記録の管理

八丈町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。特定接種、住民接種の給付の実施主体は、八丈町とする。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- ③ 八丈町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4. 情報提供・共有

- ① 八丈町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。
- ② 八丈町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、八丈町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

3-4-1. 特定接種に係る対応

八丈町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 八丈町は、実施主体として、町民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、八丈町は、次のような点に留意する。
- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - b 厚生労働省や専門機関から発表されるワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - c 接種の時期、方法など、町民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

第5章 保健

第3節 対応期

3-1. 主な対応業務の実施

3-1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 八丈町は、東京都が実施する健康観察に協力する。
- ② 八丈町は、東京都から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、東京都が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

第6章 物資

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 八丈町は、八丈町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第22号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 八丈町は、国及び東京都からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある職員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

八丈町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

八丈町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄

① 八丈町は、八丈町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 八丈町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

八丈町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、東京都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

1-5. 火葬体制の構築

八丈町は、町内の火葬体制を踏まえ、火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。

第2節 初動期

2-1. 遺体の火葬・安置

八丈町は、東京都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

八丈町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

八丈町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

八丈町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

なお、既に整備済みのタブレット等を用いたオンライン授業の他、授業継続に必要又は有効と認められるツール等については速やかに導入を検討する。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

① 八丈町は、町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

② 八丈町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③ 八丈町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、八丈町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

④ 八丈町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48

号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 八丈町は、火葬件数が増大した場合、施設所管課と協議の上、人員の増員等を図り稼働率を最大限に引き上げる措置を講じる。
- ② 八丈町は、遺体の搬送作業及び火葬作業を所管する部署の調整を図り、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力を超えた場合は、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 八丈町は、東京都の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣町村に対して広域火葬の応援・協力をを行う。
- ④ 八丈町は、東京都を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ あわせて八丈町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、八丈町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずる。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの区市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、八丈町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

八丈町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2. 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

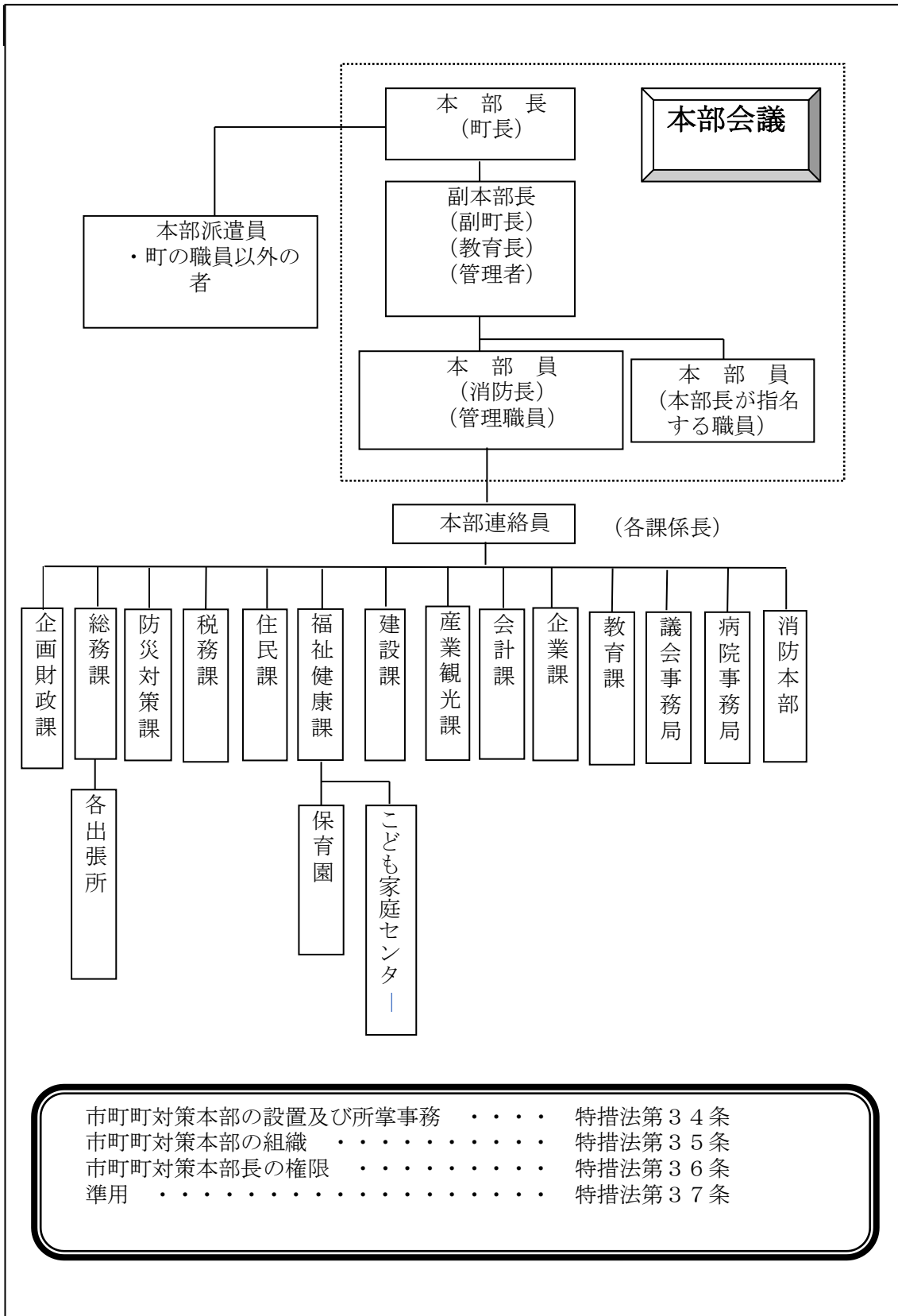
水道事業者、水道用水供給事業者である八丈町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、八丈町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

第3部 八丈町の危機管理体制

1. 八丈町新型インフルエンザ等対策本部体制

組 織	構 成 要 員
対策本部	町長 副町長、教育長、公営企業管理者 その他、 新型インフルエンザ等対策特別措置法第35条に 基づき、八丈町長が町職員のうちから任命する者 この他、町長が必要と認める場合は、本部会議に東 京都知事の部内の職員を参集することができる。
庁内連絡会議	各課の課長及び主幹、課長補佐、事務長補佐

2. 八丈町新型インフルエンザ等対策本部組織系統図



課の名称	分 掌
企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関する こと。 ・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の課の応援に関す ること。 ・ 基盤システムの維持に関すること。 ・ 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 ・ 広報及び公聴に関すること。
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部の庶務に関すること。 ・ 相談体制の整備、調整及び運営に関すること。 ・ 社会活動及び事業活動の自粛の要請又は指示に関すること。 ・ 住民生活の安全・安心に関すること。 ・ 職員の感染予防等に関すること。 ・ 職員の予防接種（特定接種に限る）の実施に関すること。 ・ 職員の動員及び給与に関すること。 ・ 報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 ・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の課の応援に関す ること。 ・ その他特命に関すること。
防災対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 国、都との連絡調整（危機管理分野に限る）に関すること。 ・ 情報等の収集及び提供に関すること。 ・ 新型インフルエンザ等の対策の総合調整に関すること。
税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税に関すること。 ・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の課の応援に関す ること。
住民課	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの排出抑制に関すること。 ・ 火葬場の運営の維持に関すること。 ・ 遺体の取扱い及び埋葬・火葬に関すること。 ・ 在住外国人関係団体との連絡調整に関すること。 ・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の課の応援に関す ること。
福祉健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生の状況の把握及び対応方針に関 すること（保健医療分野に限る）。 ・ 感染予防策の広報に関すること（保健医療分野に限る）。 ・ 住民、医療機関等からの相談に関すること（保健医療分野に 限る）。 ・ 予防接種に係る連絡調整及び技術的助言に関すること。 ・ 国、都等との連絡調整（保健医療分野に限る）に関すること。 ・ 保育園等の感染予防等に関すること。 ・ 社会福祉施設等における感染予防等に関すること。 ・ 高齢者及び障害者等の支援に関すること。 ・ 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関すること。
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁舎の入庁管理に関すること。 ・ 町営住宅等の維持管理に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生時における他の課の応援に関する事。
産業観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧及び生活必需品の安定供給等消費生活対策に関する事。 ・所管する団体に対する食糧及び生活必需品の安定供給の要請に関する事。 ・中小企業、農林漁業団体等との対策に関する事。 ・家畜伝染病のまん延防止に関する事。 ・野生鳥獣の監視に関する事。 ・新型インフルエンザ等の発生時における他の課の応援に関する事。
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・出納業務に関する事。 ・新型インフルエンザ等の対策等に必要な現金及び物品の出納に関する事。 ・新型インフルエンザ等の発生時における他の課の応援に関する事。
企業課	<ul style="list-style-type: none"> ・町営交通機能の維持に関する事。 ・水道水の安定供給の維持に関する事。 ・新型インフルエンザ等の発生時における他の課の応援に関する事。
教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・町立学校の感染予防等に関する事。 ・東京都教育委員会との連携に関する事。 ・教育課程の管理運営に関する事。 ・新型インフルエンザ等の発生時における他の課の応援に関する事。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議会における感染予防等に関する事。 ・議会の運営に関する事。
病院事務局 病院医療局	<ul style="list-style-type: none"> ・医療の提供体制の確保に関する事。 ・抗インフルエンザウイルス薬等医薬品の確保等に関する事。 ・国、都等との連絡調整（保健医療分野に限る）に関する事。 ・遺体の検案に関する事。 ・患者発生時の積極的疫学調査、病原体検査並びに患者の移送等への協力に関する事。 ・前各号に掲げるもののほか、医療に関する事。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・消火、救急、救助及びその他災害に係る活動の維持に関する事。 ・患者の搬送・移送にかんすること。 ・消防団の活動に関する事。 ・その他消防に関する事。

用語集

用語	内容
陰圧室	感染症対策として、気流の制御を行うため、周囲よりも気圧が低く設定された部屋
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問
隔離	検疫法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、患者を医療機関に収容し、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、ほかからの分離を図ること。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症危機対応医薬品等	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等
感染症サーベイランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定医療機関	本行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起らない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの

業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急物資	特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第 18 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の 3 第 1 項（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
災害派遣医療チーム（DMAT）	DMAT（Disaster Medical Assistance Team の略）は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常都道府県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、入院調

	<p>整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。</p>
<p>災害派遣精神医療チーム（DPA T）</p>	<p>DPA T（Disaster Psychiatric Assistance Teamの略）は、自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療福祉体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために都道府県によって組織される専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。このうち、国の研修を受講し「災害・感染症医療業務従事者」として登録されたDPA T先遣隊は、新興感染症に係る患者が増加し、通常都道府県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の実情に基づき、感染症の専門家とともに、精神疾患を有する患者の入院調整、集団感染が発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。</p>
<p>酸素飽和度</p>	<p>血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合</p>
<p>指定（地方）公共機関</p>	<p>特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。</p>
<p>重点感染症</p>	<p>公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的に対抗手段となる重要性の高い医薬品等（MCM）の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。本行動計画上では特措法における新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬品等の対策を実施する。</p>
<p>重点区域</p>	<p>特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域</p>
<p>住民接種</p>	<p>特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。</p>
<p>新型インフルエンザ等</p>	<p>感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそ</p>

	<p>れのあるものに限る。)をいう。 本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。</p>
<p>新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表</p>	<p>感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。</p>
<p>新型インフルエンザ等緊急事態</p>	<p>特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態</p>
<p>新興感染症</p>	<p>かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症</p>
<p>積極的疫学調査</p>	<p>感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査</p>
<p>全数把握</p>	<p>感染症法第12条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行うもの</p>
<p>ゾーニング</p>	<p>病原体によって汚染されている区域（汚染区域）と汚染されていない区域（清潔区域）を区分けすること。</p>
<p>相談センター</p>	<p>新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口</p>
<p>双方向のコミュニケーション</p>	<p>医療機関、事業者等を含む都民等が適切に判断・行動することができるよう、都による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション</p>
<p>地域保健対策の推進に関する基本的な指針</p>	<p>地域保健法第4条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針</p>
<p>定点把握</p>	<p>感染症法第14条の規定に基づき、都が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法</p>
<p>停留</p>	<p>検疫法第14条第1項第2号及び第16条第2項（これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者について、一定期間（当該感染症ごと</p>

	にそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間)、医療機関、宿泊施設や船舶内に収容すること。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
特定物資	特措法第 55 条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市）及び特別区
東京都感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都が設置する組織
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
フレイル	身体性ぜい弱性のみならず精神・心理的ぜい弱性や社会的ぜい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及

	<p>ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。</p>
無症状病原体保有者	<p>感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。</p>
有事	<p>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部及び都対策本部の廃止までをいう。</p>
予防計画	<p>感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画</p>
リスクコミュニケーション	<p>個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念</p>
臨床像	<p>潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称</p>
臨床研究中核病院	<p>日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第4条の3の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの</p>
ワンヘルス・アプローチ	<p>人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。</p>
I C T	<p>Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやA I等が含まれる。</p>
P D C A	<p>Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ</p>
P H E I C	<p>国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concern の略）。具</p>

	<p>体的には、国際保健規則（IHR）において以下のとおり規定する異常事態をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">（1）疾病の国際的拡大により他国に公衆衛生リスクをもたらすと認められる事態（2）潜在的に国際的対策の調整が必要な事態
--	---